

団体助成金給付額算定の評価基準

給付金額は、原則として以下の評価基準で算出した評価額を基に決定します。

計算方法

- 1) まずゼミナール又はサークルの各評価基準で評価額を計算し、合算します。
- 2) 次にゼミナール・サークル共通の評価額の下限と上限を適用し、評価額を決定します。

◇ ゼミナール・サークル共通

1. 評価額の下限と上限

初年度	一律 10 万円	
2 年目	下限 5 万円	上限 13 万円
3 年目	下限 5 万円	上限 16 万円
4 年目以降	下限 5 万円	上限 35 万円

◇ ゼミナールに対する評価基準（各々の基準の評価額を合算する）

1. 卒論等の提出数による評価額

下限 3 万円、上限 18 万円とする。

卒論等の論文の提出数に 3 万円を乗じた金額を下限に加算する。

- ・ 提出論文については、卒論に代えて卒論に準ずる論文・ゼミでの提出済みレポート等も提出論文として扱う。
- ・ 「全日本証券研究学生連盟」が主催する証券ゼミナール大会等への参加論文は除く。

2. 団体加入学生数による評価額

10 名以上	1 万円
20 名以上	2 万円
30 名以上	3 万円
40 名以上	4 万円
50 名以上	一律 5 万円

3. 証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

証券ゼミナール大会に参加した場合は、参加論文数を評価の対象とし、参加論文数に 3 万円を乗じた額を評価額とする。

4. 全証連の春季・秋季セミナー参加による評価額

1 チームにつき 1 万円とする。

◇ サークルに対する評価基準（各々の基準の評価額を合算する）

1. 証券ゼミナール大会への参加論文数による評価額

1 篇につき 4 万円とする。

2. 全証連の春季・秋季セミナー参加による評価

1 チームにつき 2 万円とする。

3. 学生数による評価

10 名以上 2 万円

20 名以上 4 万円

30 名以上 6 万円

40 名以上 8 万円

50 名以上 一律 10 万円

4. 証券ゼミナール大会への参加論文以外の論文

1 篇につき 2 万円とする。

以上